

札幌高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税及び消費税の過大確定申告に対する更正処分請求控訴事件

国側当事者・国(旭川東税務署長)

平成24年6月19日棄却・上告

(第一審・旭川地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年1月24日判決、本資料262号-10・順号11860)

判 決

控 訴 人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
不作為行政庁	旭川東税務署長 中村 淳一
同	帯広運輸支局長 高久 孝三
被控訴人指定代理人	青野 初恵
同	須貝 諭
同	植田 秀史
同	柏樹 正一
同	谷地田 満
同	岡 直之
同	梶 昌宏

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) 被控訴人(旭川東税務署長、帯広運輸支局長)は、控訴人に対し、控訴人の平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、同年4月1日から平成18年3月31日まで及び同年4月1日から平成19年3月31日までの各事業年度に係る法人税の税額等の計算について、原判決別紙1の「減額更正を求める内容」欄記載の各金額とする更正処分をせよ。
- (2) 被控訴人(旭川東税務署長、帯広運輸支局長)は、控訴人に対し、控訴人の平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、同年4月1日から平成18年3月31日、同年4月1日から平成19年3月31日まで及び同年4月1日から平成20年3月31日までの各課税期間に係る消費税及び地方消費税の税額等の計算について、原判決別紙2の「減額更正を求める内容」欄記載の各金額とする更正処分をせよ。

3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決2頁23行目末尾に「なお、控訴人は、当審において、不作為行政庁につき帯広運輸支局長を追加した。」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する本件各訴えはいずれも不適法であり、これらを却下すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁25行目の「相当である。」を「相当であり、例外的に、納税申告書の記載内容に客観的に明白かつ重大な過誤があり、更正の請求の方法以外にその是正を許さないならば、納税者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合には、更正の請求という方法によらないで納税申告の無効を主張することが許されると解するのが相当である。」と改める。

(2) 同9頁26行目冒頭から同10頁7行目末尾までを次のとおり改める。

「したがって、上記原則的な場合には、更正の請求が、損害を避けるための他の適当な方法ということになり、更正処分の義務付けの訴えは、補充性の要件を欠き不適法ということになる。

また、上記例外的な場合には、更正の請求や更正処分とは関係なく、納税申告の無効を主張する手段をとることにより、損害を避けることが可能となるから、その無効を主張する手段自体が、損害を避けるための他の適当な方法となると考えれば、上記例外的場合においても、更正処分の義務付けの訴えは、補充性の要件を欠き不適法ということになる。

これに対し、上記例外的場合に納税申告の無効を主張できるからといって、その無効を主張する手段が直ちに損害を避けるための他の適当な方法となるものではなく、上記例外的な場合には、更正処分の義務付けの訴えは、補充性の要件を満たすとする考え方もあり得るので、以下、上記例外的な場合となる特段の事情の存否について判断することとする。」

(3) 同10頁16行目の「荷主賃」を「荷主貸」と改める。

(4) 同11頁4行目の「認められず」から同6行目の「いえない。」までを「認められない。」と改める。

(5) 同11頁24行目の「義務付けの訴えの救済の必要性」を「特段の事情の存在」と改める。

(6) 同12頁1行目の「認められず」から同2行目の「認められないから」までを「認められず、上記例外的な場合に該当するとはいえない。そうすると、上記原則的な場合ということになり、前記のとおり」と改める。

2 (1) 控訴人は、平成18年4月末日、旭川中税務署の担当職員に「A株式会社 税務調査の回答」と題する書面及びその添付資料(甲6)を提出し受理されているので、上記担当職員は控訴人の粉飾決算の事実を認識していた旨主張する。

検討するに、「A株式会社 税務調査の回答」と題する書面に記載されている各金額がその添付資料(伝票整理票等)に記載されていることは認められるが、それ以上に、甲6の内容から控訴人の粉飾決算の事実を認識し得るものではないというべきあり、控訴人の主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、その他、本件各訴えが適法である旨るる主張するが、いずれも採用することが

でない。

また、控訴人は、当審において証拠（甲 1 2 ないし 2 0）を提出するが、それら内容を検討するも、前記判断を左右しない。

第 4 結論

以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第 3 民事部

裁判長裁判官 橋本 昌純

裁判官 中島 栄

裁判官 佐藤 重憲